

条例の内容

- がんの予防と早期発見【第2章】
受動喫煙の防止(第8条)、受診機会の確保(第9条)、がん教育(第10条)等
- 質の高いがん医療【第3章】
医療従事者の確保(第11条)、提供体制の整備(第12条)、在宅医療(第14条)等
- 患者・家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上【第4章】
緩和ケアの推進(第16条)、「患者力」向上(第17、18条)、相談支援体制の充実(第17条)、情報の収集と提供(第19条)
- 患者・家族の安心を支える社会の構築【第5章】
就労等の支援(第20条)、小児がん患者への支援(第22条)等
- がん対策の推進【第6章】
がん登録の推進(第23条)、滋賀県がんと向き合う週間(第24条)等

役割分担

- 県：施策を総合的に推進
- 保健医療福祉関係者：早期発見、良質な医療と介護を提供
- 事業者：自主的・積極的ながん対策
- がん患者・家族、県民
 - ・がんの正しい知識をもちましょう
 - ・がんの予防に必要な注意を払いましょう
 - ・がん検診を積極的に受けましょう
 - ・がん患者等が置かれている状況を深く理解しましょう
 - ・がん患者が安心、充実の生活が送れるよう協力しましょう

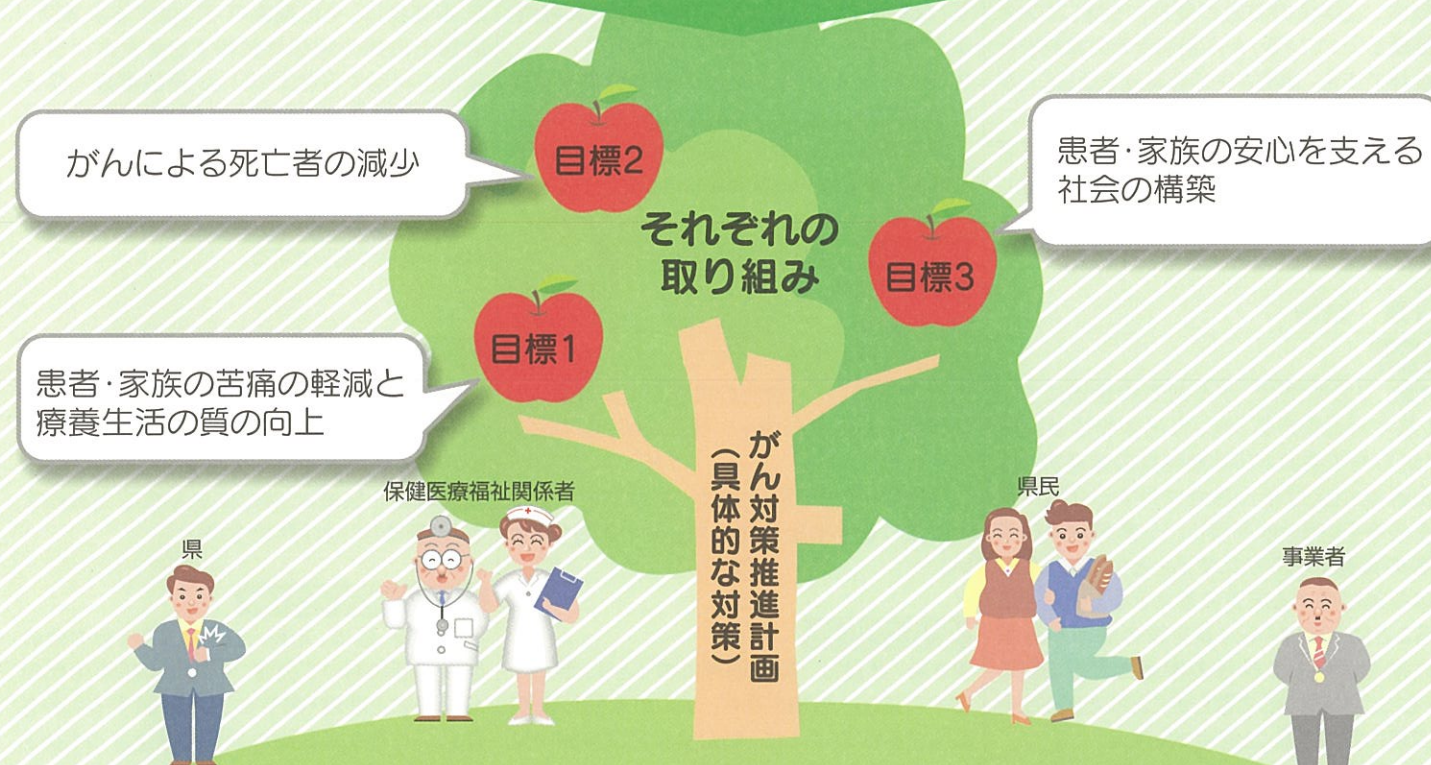


「滋賀県がん対策の推進に関する条例」ができました

平成25年12月27日公布、施行

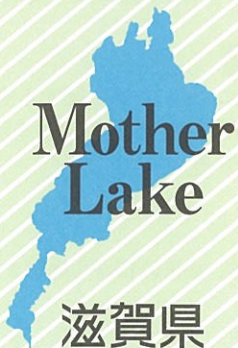


ともに支え取り組む
滋賀のがん対策



がん対策の推進に関する条例 (基本理念と責務 施策の基本事項)

条例ができたから、
がん対策を強化して、みんなで進めるんだね



健康福祉部健康長寿課

大津市京町4丁目1-1

電話 077(528)3616 FAX 077(528)4857

平成26年3月